

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成27年2月2日から施行する。

平成27年1月20日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条、第2条関係）			別表第1（第1条、第2条関係）		
1 使用料			1 使用料		
(1) 略			(1) 略		
(2) 非紹介患者初診加算料			(2) 非紹介患者初診加算料		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
香川県立中央病院	1回	<u>5,400円</u>	香川県立中央病院	1回	<u>2,160円</u>
(3) 略			(3) 略		
2 略			2 略		